

盛岡市中央卸売市場における売買参加者について

1 売買参加者について

- (1) 売買参加者は、卸売業者、仲卸業者及び関連事業者から買い受けることができます。
- (2) いずれかの売買参加者組合（盛岡青果商業協同組合、盛岡水産物商業協同組合、盛岡水産物買参会）に加入してください。

2 取引バッジの着用

- (1) 売買参加者登録の手続きの際に、取引バッジ交付申請の手続きをし、交付を受けてください。また、取引の補助者が必要な場合は「補助バッジ」の交付申請をしてください。
- (2) 卸売場内では所定の帽子を着用し、開設者から交付を受けた「取引バッジ（売買参加者番号が表示された表示板）」を帽子の正面に着用してください。

3 登録期間

売買参加者登録の有効期間は市長が定める3年以内の期間です。

4 登録の更新

更新手続きの案内が届いたら、更新手続き期間内に手続きを行ってください。

5 名称等の変更及び再交付の手続き

登録申請書の記載事項に生じた場合や売買参加者登録をやめる場合、取引バッジを亡失した場合などは届出が必要になります。

6 登録の取消し等

- (1) 売買参加者が次の欠格要件のいずれかに該当した時は、登録を取り消します。
 - ・ 破産者で復権を得ないもの
 - ・ 卸売の相手方として必要な知識及び経験又は資力信用を有しないもの
 - ・ 当該申請者が市場外に主たる事務所を有していないとき
- (2) 売買参加者が、次のいずれかに該当するときは登録の取消し又は、入場の規制その他必要な措置をとることがあります。
 - ・ 売買参加者が、市場の秩序を乱したと認められるとき
 - ・ その他市長が認めるとき

7 その他

駐車場は、売買参加者指定の駐車場をご利用ください。

各種手続き・お問い合わせは

盛岡市中央卸売市場 業務課 業務係

受付場所 管理事務所（本棟3階）

電話（019）614-1000

なお、各種手続きの受付時間は

休市日を除く 8：30～12：00 13：00～16：00 です。

売買参加者の登録にかかわる提出書類について

【新規手続の提出書類】

《申請者が法人の場合》

- ① 売買参加者承認申請書
- ② 定款及び登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
- ③ 役員及び売買に参加する者の写真2枚（代表以外の役員は1枚）及び履歴書
- ④ 代表者の身分証明書
- ⑤ 貸借対照表及び損益計算書（直近のもの）、又は事業計画書
- ⑥ 市区町村税の納税証明書（直近のもの）（市区町村民税、固定資産税）
- ⑦ 営業所所在地見取図
- ⑧ 保健所の営業許可書の写し又は証明書（水産物部のみ）
- ⑨ その他市長が必要と認める書類

《申請者が個人の場合》

- ① 売買参加者承認申請書
- ② 申請者及び売買に参加する者の写真2枚（代表以外の役員は1枚）及び履歴書
- ③ 申請者の身分証明書
- ④ 仕入計画書又は仕入実績調書
- ⑤ 資産調書
- ⑥ 市区町村税の納税証明書（直近のもの）
(市区町村民税、固定資産税、国民健康保険税)
- ⑦ 営業所所在見取図
- ⑧ 保健所の営業許可書の写し又は証明書（水産物部のみ）
- ⑨ その他市長が必要と認める書類

【更新手続の提出書類】

- ① 売買参加者承認更新申請書
- ② 仕入実績調書
- ③ 売買に参加する者の写真2枚
- ④ 市区町村税の納税証明書（市区町村民税、固定資産税、国民健康保険税）

※ 納税証明書は、課税されている分のみ提出してください。国民健康保険税は個人の申請の際、申請者が世帯主である場合に対象になります。申請者が世帯主でない場合は、申請書に世帯主名を記入してください。

※ 代表者以外に売買に参加する者がある（または辞退する）場合は、このほか取引バッジ交付申請書（辞退する場合は取引バッジ返還届）も提出が必要です。

【その他名称等変更取引バッジ関連の提出書類】

- ・ 名称変更等届
- ・ 取引バッジ交付申請書
- ・ 取引バッジ再交付申請書
- ・ 取引バッジ返還届
- ・ 取引バッジ紛失届